

暴風警報等による臨時措置の新防災気象情報による対応

(M-PRiDE 手帳 P 3 から)

暴風警報等による臨時措置

- (1) 午前 6 時 00 分の時点で、倉敷市に「特別警報」(大雨, 暴風, 高潮, 波浪, 大雪, 暴風雪) が発令されている場合, 臨時休業とする。
- (2) 午前 6 時 00 分の時点で倉敷市に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合, 生徒は自宅で待機する。午前 9 時の時点でも, 引き続き同警報が出されている時は, 臨時休業とする。
- (3) その他の警報 (洪水など) については, 特に連絡のない限り普通どおり登校する。ただし, 倉敷駅を中心とした区間で山陽本線・伯備線が計画運休を実施する等、(公共交通機関が) 天候が原因で運行見合わせをする場合は、(2)の規定に準ずる。

●新防災気象情報による対応について、以下のように一部読み替えて対応します。

上記(1)について 「特別警報」 → 「(レベル5) 特別警報」または「レベル4 危険警報」

上記(2)について 「大雨警報」 → 「レベル3 大雨警報」 によりかえて対応

上記(3)について その他の警報 → その他の警報または警戒レベル3の警報